

平成 2 2 年度第 2 回芦屋すこやか長寿プラン 2 1 評価委員会 会議録

日 時	平成 2 3 年 3 月 1 8 日 ( 金 ) 13 : 30 ~ 15 : 40
会 場	分庁舎 2 階 大会議室
出席者	委員 長 浅野 仁 委 員 多田 梢, 多田羅 猛, 仁科 睦美, 中野 久美子, 川添 昌宏, 柴沼 元, 久保崎 進, 野島 さゆり, 瀬尾 多嘉子, 平馬 忠雄, 安宅 桂子, 今村 千顯, 姉川 詔子 事 務 局 保健福祉部高年福祉課 安達 昌宏・永井 喜章・木野 隆・細井 洋海・吉川 里香 保健福祉部地域福祉課 竹迫 留利子
会議の公表	公 開 非公開 部分公開  < 非公開・部分公開とした場合の理由 >
傍聴者数	0人

1 議題

- (1)第 5 次芦屋すこやか長寿プラン 2 1 施策実施状況 (平成 2 2 年度 4 月 ~ 1 2 月分) の評価について
- (2)第 6 次芦屋すこやか長寿プラン 2 1 の策定について

2 資料

事前配布資料

「第 5 次芦屋すこやか長寿プラン 2 1 施策実施状況の評価」  
(平成 2 2 年度 4 月 ~ 1 2 月分)

当日配布資料

「第 6 次芦屋すこやか長寿プラン 2 1 計画策定スケジュール」  
「第 6 次芦屋すこやか長寿プラン 2 1 策定委員会委員名簿及び事務局名簿」  
「平成 2 2 年度第 1 回芦屋すこやか長寿プラン 2 1 策定委員会会議録」  
「第 6 次芦屋すこやか長寿プラン 2 1 (6 5 歳以上一般高齢者調査票)」  
「第 6 次芦屋すこやか長寿プラン 2 1 (要支援・要介護認定高齢者調査票)」  
「介護保険制度の見直しについて」

3 議事

- (浅野委員長) 実施状況について説明していただきましたが,質問をお願いいたします。
- (平馬委員) 要介護者の認定結果の表ですが,平成 20 年度の支援の合計が 1,053 人であれば,それに引き継いで平成 21 年度の前回の人数も 1,339 人ではなくて,1,053 人ではないですか。連続性はないのは何か理由があるのですか。
- (事務局 永井) この表は,毎月の認定数字を挙げています。月末の数字を集計しています。集計時点での要介護認定者数を計上していることをご理解ください。
- (浅野委員長) 高齢者虐待のことですが,通報件数に地域包括支援センターが発見した

ものも含まれていますか。

(事務局 細井) 通報件数 34 件のうち約 4 割は、ケアマネジャーが発見しています。

地域包括支援センターの職員、窓口で訴えられることもあります。

また、ケアマネジャーや事業所の職員からの通報が多く、高齢者おひとりに対して、経済的虐待と身体的虐待が発生しているような重複事例も多くあります。

(浅野委員長) 近所からの通報もありますか。

(事務局 細井) ほぼ関係者からです。

(柴沼委員) 家庭の状況は調べていますか。

(事務局 細井) 毎年県に報告しており、虐待が発生した世帯について、家族状況を必ず報告することになっています。

世帯構成、虐待者と被虐待者の関係性等を明記するようになっています。

(浅野委員長) 内容について報告はないですが、分離ケースはどの程度ありますか。

(事務局 細井) 分離ケースについては、生活支援ショートステイサービス事業をご確認いただきたいのですが、施設で数日や数ヶ月過ごしていただいたかたが多くあります。身体状況は、自立、要支援 1・2 レベルなら施設職員の見守りで対応できるということで、一時的に分離できます。

上半期の報告で 12 名が利用、利用日数 165 日となっています。年間で 24 名と 330 日と予測できます。実績は、平成 21 年度と同様ですが、1 人が利用する日数が多くなっています。

(多田委員) この件数は、他市に比べてどうですか。

(事務局 細井) 全国の発見率は、おおよそ 0.65% で、芦屋市では 1.02% となっております。高齢者虐待防止法の施行から、高齢者の権利擁護の視点にたった支援に結びついているとご理解いただければと思います。

(安宅委員) 虐待は何類型ありますか。

(事務局 細井) 虐待の類型は、5 つの類型があります。

(安宅委員) 虐待をしているかたに対してフォローはありますか。

(事務局 細井) 高齢者虐待防止法は、高齢者を守り、養護者を支援するという 2 本立ての法律になっています。養護者についてもそのかたが障がいをもったかたであれば、障がい者相談支援事業所につないだり、県の健康福祉事務所につないだりしています。

(浅野委員長) 次は、評価について皆さんのご意見やご質問をお願いします。

(平馬委員) 地域密着型サービスの推進ですが、広報の方法をどのようにお考えですか。

(事務局 木野) 広報の方法としては、ホームページと広報紙で行っています。今までは事業者に対し説明会を行っていましたが、説明会に来られない事業者もあり、もっと応募しやすく窓口で説明できる方法を取るようになっています。

(平馬委員) 要するに間口を広げるということですね。

(瀬尾委員) 介護保険制度の施行時に厚生労働省のかたの勉強会に参加しました。

芦屋市在住のかたの話題になり、芦屋市の高齢者で、移動する際に、運転手を雇用しておられるかたについても、訪問介護サービスを利用されているとお聞きし、生活支援について改めて考えました。

(事務局 永井) 65 歳以上のかたは全て、介護保険制度の対象となります。

介護保険料は、所得によって金額が変わりますが、介護保険サービスについては、1 割の自己負担で公的な支援を利用できる制度です。

- (瀬尾委員) 制度としては、適正に実施されていると思いますが、利用者のかたがもっと適正なサービスを受けるべきではないかと感じています。
- (事務局 安達) そのかたがどういう状況であるかわからないのですが、ご本人だけではなく、地域包括支援センターの職員、ケアマネジャーが、そのかたの状況を見極めてサービスを提供していることをご理解いただけたらと思います。
- (野島委員) 生活支援ですが、緊急を要する生活をするために住宅改修をケアマネジャーに依頼しましたが、介護保険制度は、緊急を要する場合に、対応していただけないのですか。
- (事務局 永井) 介護保険制度では、介護認定の申請日からサービス利用が可能となりますので、ケアマネジャーあるいは、ご本人が申請をしていただいて、サービス利用の開始となります。
- (姉川委員) 厚労省の通知では、このケースが相当するか否か判断が難しいですが、認定審査会を経ずに介護保険サービスを受けることも可能です。
- (事務局 細井) もし緊急対応が必要であれば、担当ケアマネジャーから市の介護保険担当者へ相談があります。申請から受理とサービス提供まで、できるだけ短期間に対応するようにしています。
- (浅野委員長) 個々の事例については、それぞれ改善していただくとして、引き続いて、次の項目に移ります。
- (柴沼委員) 生涯学習の促進についての課題ですが、芦屋川カレッジを卒業されたかたの学友会に600人ほどが所属しています。このかたたちが地域で活動できるようにして欲しいと思います。カリキュラムの中に地域福祉に関する講義が無いので、入れてもらいたいと思います。そうすることで、地域で活躍できると思います。
- (事務局 安達) まず、行政内部の縦の関係、そして、横の連携についてですが、今期の計画でネットワークの構築として施策を設けたわけですが、現在、課の状況を把握している段階で、次期の策定に活かしていきたいと思っています。芦屋川カレッジに参加されているかたは、どちらかと言えば、ご自分が学びたいというかたで地域に還元するということは大きな課題と認識しています。
- (野島委員) 個人で受講して楽しんでおられ、それはとても素晴らしいと思います。地域福祉の講義をカリキュラムに加えることで、地域活動に少しでもつながると思います。
- (柴沼委員) 動機付けをして欲しいです。
- (今村委員) 社協だよりの配布方法についてですが、私の町では、福祉推進委員2名、民生委員を含めて4名で、800世帯ぐらいが対象となっています。平地でしたらいいですが、山手で坂ですし、大変な思いをされています。配布方法を考えると、たとえば、社会福祉協議会と自治会連合会で話し合っ、全自治会が協力できないかと思います。
- (事務局 細井) 非常にありがたいご意見だと思います。自治会連合会との協力連携については社会福祉協議会へ伝えたいと思います。
- (浅野委員長) 現在、老人福祉施設の待機者は、何人ですか。
- (事務局 永井) 特別養護老人ホームの待機者は、500人ぐらいで、そのうち、何らかの施設に入所されているかたが、200名です。
- (多田委員) パンフレットや広報などされていると思いますが、何か問題が起きないと皆さん見ないと思います。何か問題が起きた時には、ここへ連絡すれば情

報が得られるのだというふうにすべきだと思います。

(事務局 木野) 今後、何かあった場合にすぐに電話番号がわかるような工夫をし、パンフレットを作成したいと思います。

(多田羅委員) 今回の評価ですが、行政のかたは何かしなければならないと思っています。たとえば、介護認定の調査員が訪問された時はしっかりしているが、調査員が帰った後、認知症状が顕著となり、認定審査の結果と事実乖離が生じるなど、細かい事例があると思うのでひとつひとつに対応していただければいいと思います。評価に異義はありませんが、意見を集約していただいて、制度横断的な連携を進めていただくことが市民満足度も高まるのではないかと思います。

(野島委員) 具体的な事例で、ほぼ寝たきりの状態で、調査の結果、すべて自立となっています。実態では、介護が必要な状態なのに、なぜ自立になるのか。その日の状態だけで判定されているのではないかと考えてしまいます。

(事務局 吉川) 基本的には、ご本人様が言われることと合わせまして、実際に動作をしていただき、ご家族さまから特記事項として、調査委員は聞き取ってまいりますので、必ずしもその日の状態だけで判定するのではなく、聞き取った事項や、実際の様子、たとえば、立ち上がり時間に時間を要するなどを、特記事項に詳しく記載し、認定審査会に図りますので、本人の言葉だけで判定されることはありません。

(浅野委員長) 居宅サービスについて、計画値を上まわっているのが判定は「B」ということはないのではないですか。

(事務局 木野) 計画どおりではないということで「B」とさせていただいています。

(多田羅委員) 高齢者虐待の通報は、どこからあがってきますか。

(事務局 細井) 地域包括支援センターの職員やケアマネジャー、そしてヘルパーやデイサービスの職員から挙がっています。

(多田羅委員) 医療機関からは挙がっていませんか。

(事務局 細井) 医療機関からはありません。

(多田羅委員) 幼児虐待については、医師から通報があると思いますが。

(事務局 細井) 成年後見制度の診断書で、医療機関にもご協力いただいています。

(浅野委員長) たくさんご意見をいただきましたが、次期の策定に活かしてください。

閉会